

「月刊社労士受験別冊 勝つ！社労士受験基本テキスト2018年版」正誤表・補遺について

平成 30 年度社会保険労務士試験は、平成 30 年 4 月 13 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 29 年 7 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 30 年 4 月 13 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2018 年 6 月 19 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 43	自由利用の適用除外	警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者	警察官、消防吏員、常勤の消防団員、 <u>准救急隊員</u> 及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者	5/11
p 186	介護補償給付の額	イ)【上限】105,130 円(随時介護：52,570 円)	イ)【上限】 <u>105,290 円</u> (随時介護： <u>52,650 円</u>)	5/11
		ロ)【原則】57,110 円(随時介護：28,560 円)	ロ)【原則】 <u>57,190 円</u> (随時介護： <u>28,600 円</u>) ※他の箇所も同様(計3箇所)	5/11
p 217	特定作業	e) 介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの	e) <u>日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの</u> イ) 介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの ロ) <u>炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為</u>	5/11
p 232	雇用保険被保険者氏名変更届	速やかに	<u>当該被保険者に係る届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請</u>	6/19

			手続の際	
p 284	移転費の支給	イ) 待期期間若しくは給付制限による期間が経過した後～	イ) 待期期間若しくは給付制限(離職理由による給付制限を除く)による期間が経過した後～	5/11
p 328	労務費率	18%～40%の範囲	17%～38%の範囲	6/19
p 330	雇用保険率	平成 29 年度の雇用保険率	平成 30 年度の雇用保険率 ※率は変更なし	5/11
p 390	ちょっとアドバイス	また、受給権者の住所の変更についての届出に関しては、これを要しません(氏名の変更については省略できません)。	また、受給権者の氏名又は住所の変更についての届出に関しては、これを要しません。	6/19
p 437	脱退一時金の額	次に差替え		5/11

3) 基準月が平成 30 年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、対象月数に応じて、それぞれ次の表に定める額とする。

対象月数	金額	対象月数	金額
6 月以上 12 月未満	49,020 円	24 月以上 30 月未満	196,080 円
12 月以上 18 月未満	98,040 円	30 月以上 36 月未満	245,100 円
18 月以上 24 月未満	147,060 円	36 月以上	294,120 円

p 501	ちょっとアドバイス	右を追加	<input type="checkbox"/> 「被保険者の氏名変更の届出」、「被保険者の住所変更の届出」は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限られます。	6/19
p 503	(2)の b)被保険者の住所変更の申出	～変更後の住所を事業主に～	～変更後の住所及び変更の年月日を事業主に～	6/19
	(2)の図表下	右を追加	<input type="checkbox"/> 申出の必要な被保険者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により	6/19

			機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限られます。	
	(3)の c)氏名変更の届出	10 日以内	10 日以内 *1	6/19
p 524	支給停止調整額	平成 29 年度における～	平成 30 年度における～ ※額は変更なし	5/11
p 531	支給停止調整開始額・変更額	平成 29 年度における～	平成 30 年度における～ ※額は変更なし	5/11
p 598	退職被保険者	市町村が行う国民健康保険の被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く）のうち、～	都道府県等が行う国民健康保険の被保険者（65 歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く）のうち、～	5/11
p 626	生活療養標準負担額	次に差替え		5/11

【原則】

食事療養が管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出のある保険医療機関に入院している者	1 日 370 円と 1 食 460 円との合計額
上記以外の保険医療機関に入院している者	1 日 370 円と 1 食 420 円との合計額

【境界層該当者】

食費及び居住費について、より低い基準に減額されたとすれば生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者	1 日 0 円と 1 食 100 円との合計額
--	-------------------------

【減額対象者等】

	一般所得者【原則】	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ
①医療の必要性の低い者（②、③以外の者）		1 日 370 円と 1 食 210 円との合計額	1 日 370 円と 1 食 130 円との合計額
②医療の必要性の高い者（③以外の者）		A：1 日 370 円と 1 食 210 円との合計額 B：1 日 370 円と 1 食 160 円との合計額	1 日 370 円と 1 食 100 円との合計額
③指定難病患者	1 日 0 円と 1 食 260 円との合計額	A：1 日 0 円と 1 食 210 円との合計額	1 日 0 円と 1 食 100 円との合計額

		B : 1日0円と1食 160円との合計額		
<p>「原則」：減額対象者等以外の者</p> <p>「減額対象者等」：<u>所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者</u></p> <p>「低所得者Ⅱ」：<u>被保険者が、市町村民税非課税者等であるもの</u></p> <p>「低所得者Ⅰ」：<u>被保険者及び被扶養者が、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がないなど特に低所得である70歳以上の者</u></p> <p>「医療の必要性の低い者」：医療の必要性の高い者以外の者</p> <p>「医療の必要性の高い者」：<u>病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者</u></p> <p>「指定難病患者」：難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病（パーキンソン病等300以上が指定）の患者</p> <p>「低所得者ⅡのA」：<u>限度額適用・標準負担額減額の認定の申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以内の者</u></p> <p>「低所得者ⅡのB」：<u>上記Aの入院日数が90日を超える者</u></p>				
p 646	75歳到達月に係る特例措置	次に差替え	5/11	
被保険者の区分		高額療養費算定基準額		
		<世帯合算の場合>	<外来療養の場合>	多数回該当
イ) 現役並み所得者		40,050円＋(総医療費－133,500円)×1%	28,800円	22,200円
ロ) 一般		28,800円	7,000円	22,200円
ハ) 低所得者Ⅱ		12,300円	4,000円	—
ニ) 低所得者Ⅰ		7,500円		—
p 670	(2) 納付金、支援金、拠出金等に係る国庫補助	削除		5/11
p 676	介護保険料率	介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から国庫補助額を控除した額）を当該年度における～	介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額を当該年度における～	5/11
p 692 p 693	保険料の滞納による場	1) 保険者は、～ 2) 保険者は、～	1) <u>市町村及び組合</u> は、～ 2) <u>市町村及び組合</u> は、～	5/11

	合の保険給付	3) 保険者は、～	3) <u>市町村及び組合は、～</u>	
p 710	要介護更新認定を受けた場合	～3 か月間から 24 か月間までの範囲内で～	～3 か月間から <u>36 か月間</u> までの範囲内で～	5/11
p 772	市町村に対する交付金の交付等	～施設型給付費等負担対象額の 2 分の 1 を負担する。	～ <u>施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の 2 分の 1 を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。</u>	5/11
	拠出金の徴収及び納付義務	～「 <u>拠出金対象児童手当費用</u> 」という)、地域子ども・子育て支援事業～	～「 <u>拠出金対象児童手当費用</u> 」という)、 <u>市町村が支弁する費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。「拠出金対象施設型給付費等費用」という)、地域子ども・子育て支援事業～</u>	5/11
p 773	拠出金の額	次に差替え		5/11
		2) 前項の拠出金率は、 <u>拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第 68 条第 1 項の規定により国が負担する額（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る）、同条第 2 項の規定により国が交付する額及び児童手当法第 18 条第 1 項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、<u>1,000 分の 4.5 以内</u>において、政令で定める。</u>		
	拠出金率	「平成 29 年度の拠出金率」は、 <u>1,000 分の 2.3</u> です。	「平成 30 年度の拠出金率」は、 <u>1,000 分の 2.9</u> です。	5/11
p 801	身体障害者等の雇用に	「厚生労働省令で定める数」は、 <u>一般事業主の場合、44 人（当分</u>	「厚生労働省令で定める数」は、 <u>一般事業主の場</u>	5/11

	関する状況 の報告	の間、 <u>46</u> 人) です。	合、 <u>43.5</u> 人 (当分の間、 <u>45.5</u> 人) です。	
--	--------------	----------------------	--	--

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫
び申し上げます。

(最終更新：2017年10月31日)

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 766	【定義(法3条)】 1) 3行目	<u>厚生労働省令</u>	<u>内閣府令</u>	10/31